議案第3号、令和6年度大津市一般会計補正予算(第10号)のうち、総務部等の所管する部分について

議案第3号、令和6年度大津市一般会計補正予算(第10号)の うち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委 員事務局の所管する部分についてご説明申し上げます。

まず、今回の人件費補正にかかる給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料、令和6年度大津市職員の給与改定についてに沿ってご説明 を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1) の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りで

あり、実施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2ページをお願いいたします。

(2)の期末・勤勉手当の改定についてでありますが、令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3ページをお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12 月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分し て引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ 0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0 125月ずつ引き上げるものです。

4ページをお願いいたします。

(4)の給与改定率でありますが、給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5ページをお願いいたします。

(5)の給与改定に伴う会計別所要額でありますが、一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億4,3 00万円余りの所要額となるものであります。

6ページには、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別 の影響額を記載しております。

7ページをお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

- (1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。
 - 8ページをお願いいたします。
- (2)の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。
 - 9ページをお願いいたします。

- (3)の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた 対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円 に引き上げるものです。
 - 10ページをお願いいたします。
- (4) の影響額ですが、給料・報酬が5億3000万円余り、期末 勤勉手当が1億8600万円余り、合計で7億1700万円余りの 増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1日7時間、週5日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約2万1千円、期末勤勉手当を含む年額では、約37万円の増額となります。

次に、特別職及び議員の期末手当の改定について、ご説明いたします。

令和6年度特別職及び議員の期末手当の改定についての資料をご 覧ください。

特別職及び議員の支給月数については、これまでより、国の指定職の期末勤勉手当の支給月数を準用しており、一般職と同じく人事院 勧告に基づき、改定しようとするものでございます。

令和6年度については、12月期で、現行の1.65月であるとこ

ろを 0. 1月引き上げ 1. 75月とし、令和 7年度については、6月期と 12月期にそれぞれ 0. 075月分引上げ、それぞれの支給月数を 1. 725月とするものであります。

2ページをお願いいたします。

2の影響額については、記載のとおり、市長が12万3千円余り、 副市長が10万7千円余り、企業管理者および教育長が9万5千円 余り、常勤の監査委員が7万6千円余り、議員の皆様におかれまして は一人あたり6万7千円余りから7万8千円余りの増額となるもの であります。

以上が、給与改定の概要でございます。

次に、令和7年2月大津市予算関係議案の説明をさせていただきます。お手元の資料、令和7年2月大津市予算関係議案の20ページをお開き願います。

最上段の款12地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定したことから、確定額の一部について増額するものです。

24ページをお願いします。

款16国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金 9,060千円の増額のうち、25ページに移っていただき、説明欄 1行目に記載しております物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の合計額5,743千円の増額のうち総務部が所管する部分については、定額減税調整給付金の支給に係る人件費の補正を受けて、4,626千円を増額するものです。

30ページをお願いします。

款22諸収入、項4雑入、目4雑入、節2総務費雑入のうち、総務部が所管するものは説明欄1行目の雇用保険料本人負担金であり、実績に伴い1,273千円の減額を見込むもので、同じく目4雑入、節10総務部その他雑入は日赤大津市地区負担金の精算に伴い1千円の増額を見込むものです。

続きまして、3歳出についてご説明します。

32ページをお願いします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の8,304千円の増額は、 人事院勧告の準拠に伴う市議会議員の期末手当等並びに、常勤職員 及び会計年度任用職員に係る人件費の補正を行うものです。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の17,39 4千円の増額は、総務課、行政改革推進課、契約検査課、行政管理室、 定額減税調整給付金室の、その下、目2会計管理費の1,852千円 の増額は出納室の、34ページの目9総合防災費の3,655千円の 増額は危機・防災対策課の、それぞれ人事院勧告の準拠等に伴う人件費の補正、また、目10人事管理費の370,522千円の増額は人事課の人事院勧告の準拠等に伴う補正及び退職予定者数の見込みに応じた補正、その下の目11財政管理費の1,123千円の増額は財政課の、目12財産管理費の4,060千円の増額は管財課の、それぞれ人事院勧告の準拠等に伴う人件費の補正であります。

38ページをお願いします。

款2総務費、項2徴税費、目1税務総務費の38,563千円の増額 額は市民税課、資産税課、収納課の、目3徴収費の474千円の増額 は収納課の、それぞれ人事院勧告の準拠等に伴う人件費の補正であります。

同ページ最下段、項4選挙費、目1選挙管理委員会費の1,944 千円の増額は選挙管理委員会事務局の、40ページの中段、項6監査 委員費、目1監査委員費の1,566千円の増額は監査委員事務局の、 それぞれ人事院勧告の準拠等に伴う人件費の補正であります。

以上、議案第3号、令和6年度大津市一般会計補正予算(第10号) のうち、総務部、出納室、議会局、監査委員事務局及び選挙管理委員 会事務局の所管する部分の御説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。